

○志賀町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例

平成17年9月1日

条例第120号

改正 平成21年3月17日条例第8号

平成26年12月16日条例第25号

平成28年3月17日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭の父又は母及び児童並びに父母のいない児童に対し、医療費の一部を給付することによりその疾病の早期発見と治療を促進し、ひとり親家庭等の保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。なお、この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情に合ったものを含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

2 この条例において「児童」とは、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）で定める程度の障害の状態にある者をいう。

3 この条例において「ひとり親家庭」とは、次に掲げる児童の父又は母が当該児童を監護する家庭をいう。

(1) 父母が婚姻を解消した児童

(2) 父又は母が死亡した児童

(3) 父又は母が令別表第2各号に掲げる程度の障害の状態にある児童

(4) 父又は母の生死が不明となって1年間（危難に遭遇し、死亡が推定される場合にあっては、当該危難が去ってから3箇月間）を経過した児童

(5) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

(6) 父又は母が引き続き1年以上海外に在住しているため、その扶養を受けることができない児童

- (7) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (9) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

4 この条例において「父母のいない児童」とは、父母（実父母及び養父母を含む。以下同じ。）のすべてについて、次の各号のいずれかに該当する児童をいう。

- (1) 父母と死別した児童
- (2) 父母の生死が不明となって1年間（危難に遭遇し、死亡が推定される場合にあっては、当該危難が去ってから3箇月間）を経過した児童
- (3) 父母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (4) 父母が引き続き1年以上海外に在住しているため、その扶養を受けることができない児童
- (5) 父母が令別表第2各号に掲げる程度の障害の状態にあるためその扶養を受けることができない児童
- (6) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

5 この条例において「養育者」とは、父母のいない児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、父母及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項に規定する里親以外の者をいう。

6 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

7 この条例において「医療費」とは、健康保険法第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定に基づき算定される療養の給付に要する費用をいう。

8 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法により行われる療養の給付並

びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、訪問看護家族療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給をいう。

- 9 この条例において「一部負担金等」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額（他の法令等により医療の給付を受ける場合は、当該医療の給付に要する費用を除く。）又は母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4第1項若しくは石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則（昭和39年石川県規則第79号）の規定により徴収された費用をいう。

（給付対象者）

第3条 この条例において医療費の給付の対象となる者は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、医療を受けた次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、父若しくは母又は養育者が、本町の区域内に住所を有する場合に限る。

- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
- (2) 父母のいない児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費の給付の対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者
- (2) 父若しくは母又は養育者の所得（1月から9月までの間に受けた医療に係る医療費の給付にあつては前々年の所得をいい、10月から12月までの間に受けた医療に係る医療費の給付にあつては前年の所得をいう。以下同じ。）の額が、令第2条の4第2項の表に掲げる額以上であるひとり親家庭の父若しくは母又は養育者及び児童
- (3) 所得の額が、令第2条の4第4項の表に掲げる額以上である養育者が監護する児童
- (4) 所得の額が、令第2条の4第4項の表に掲げる額以上である配偶者又は扶養義務者と生計を同じくしているひとり親家庭の父又は母及び児童
- (5) 所得の額が、令第2条の4第4項の表に掲げる額以上である配偶者又は扶養義務者と生計を同じくしている養育者が監護する児童

3 本条における所得の範囲及び額の計算方法は、令第4条の規定の例による。

(給付金の額)

第4条 町長は、前条の規定による給付対象者が医療費に係る一部負担金等を支払った場合において、当該各月の支払額（付加給付等があるときは、その額を控除した額）が1,000円を超えるときは、当該各月の支払額から1,000円を控除した額を給付するものとする。

2 前項の給付対象者のうち児童については、当該各月の支払額（付加給付等があるときは、その額を控除した額）を給付するものとする。

(給付の方法)

第5条 前条の規定による給付は、規則で定めるところによりひとり親家庭の父若しくは母又は養育者が町長に申請するものとする。

(給付金の返還)

第6条 町長は、偽りその他不正な行為により第4条に規定する給付金の給付を受けた者があるときは、その者から当該給付した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の志賀町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例（平成14年志賀町条例第40号）又は富来町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例（平成14年富来町条例第40号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年3月17日条例第8号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月16日条例第25号）

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月17日条例第19号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。